

平成19年度

# 外部評価実施結果報告書 (案)

平成19年11月

新宿区外部評価委員会

## 目 次

---

はじめに	1
第1章 新宿区外部評価委員会の概要	2
1 新宿区外部評価委員会の役割・構成	2
(1) 委員会設置の経緯と役割	2
(2) 所掌事務	2
(3) 委員会の構成	2
(4) 部会の設置	2
(5) 評価の流れ	3
2 評価活動の経過	4
3 評価の対象	5
4 評価の視点	6
第2章 評価結果	7
1 重点項目4：学校教育の充実	7
2 施策4：社会参加と生きがいづくり	8
3 施策5：子育て支援の推進	8
4 施策22：防災都市づくり	9
5 施策23：地域ぐるみの防災体制づくり	10
6 施策26：みどりと水の豊かなまちづくり	12
7 施策29：清潔で美しいまちづくり	13
8 施策32：商店街の活性化、施策33：魅力ある買物空間づくり	13
9 施策36：資源循環型社会の形成	14
第3章 評価を終えて	16
<資料>	
1 新宿区外部評価委員会委員名簿	18
2 新宿区外部評価委員会条例	19

はじめに

新宿区外部評価委員会  
会 長 卯 月 盛 夫

## 第1章 新宿区外部評価委員会の概要

### 1 新宿区外部評価委員会の役割・構成

#### (1) 委員会設置の経緯と役割

新宿区外部評価委員会は、平成19年2月の新宿区基本構想審議会答申における「区民と専門家等によるチェックのしくみの早期創設の提案」を受け、平成20年度からの総合計画・第一次実行計画の進行管理を行うため、本年9月、区長の附属機関として、新たに設置されたものである。

現在、区は総合計画・第一次実行計画を策定中であるため、両計画の進行管理は平成20年度から実施する予定である。なお、評価にあたっては、総合計画で示される指標などを基に、実施していく予定である。

また、本委員会により、行政評価の客観性及び透明性を高めるとともに、区民の行政評価に対する参画の機会を確保していくものである。

#### (2) 所掌事務

外部評価を実施し、その評価の結果を区長に報告すること。

その他行政評価に関し必要な事項について、区長の諮問に応じて調査し、審議し、答申すること。

#### (3) 委員会の構成

委員会は、次の15名で構成されている。

学識経験者3名

公募による区民6名

区内各種団体の構成員6名

#### \* 公募による区民委員の選考方法 \*

公募による区民は、区の広報紙とホームページによる募集に応じた26名の中から選ばれた。区民委員候補者は、委員会の学識委員として委嘱を予定された3名が「新宿区外部評価委員会区民委員候補者選考委員会」を組織し、匿名処理された応募作文「区民の視点に立った区政運営のあり方」(800字程度)を評価して、選考を行った。区長は、選考委員会の選考結果報告を受け、区民委員を決定したものである。

#### (4) 部会の設置

調査及び審議の効率的な運営を図るため、次の3つの部会を置いた。

第1部会：まちづくり・環境・みどり・安全安心

第2部会：福祉・子育て・教育

第3部会：コミュニティ・商工・文化・観光

### (5) 評価の流れ

区が実施する行政評価（以下「内部評価」といいます。）と外部評価は次のとおりである。

#### 内部評価

各部の職員（管理職）で構成された経営会議を評価委員会として、施策と事業の自己評価を行い、決算特別委員会前に公表する。

#### 外部評価

「新宿区外部評価委員会」は、上記の内部評価結果を踏まえ、外部評価の視点から評価し、評価後、区長に報告する。

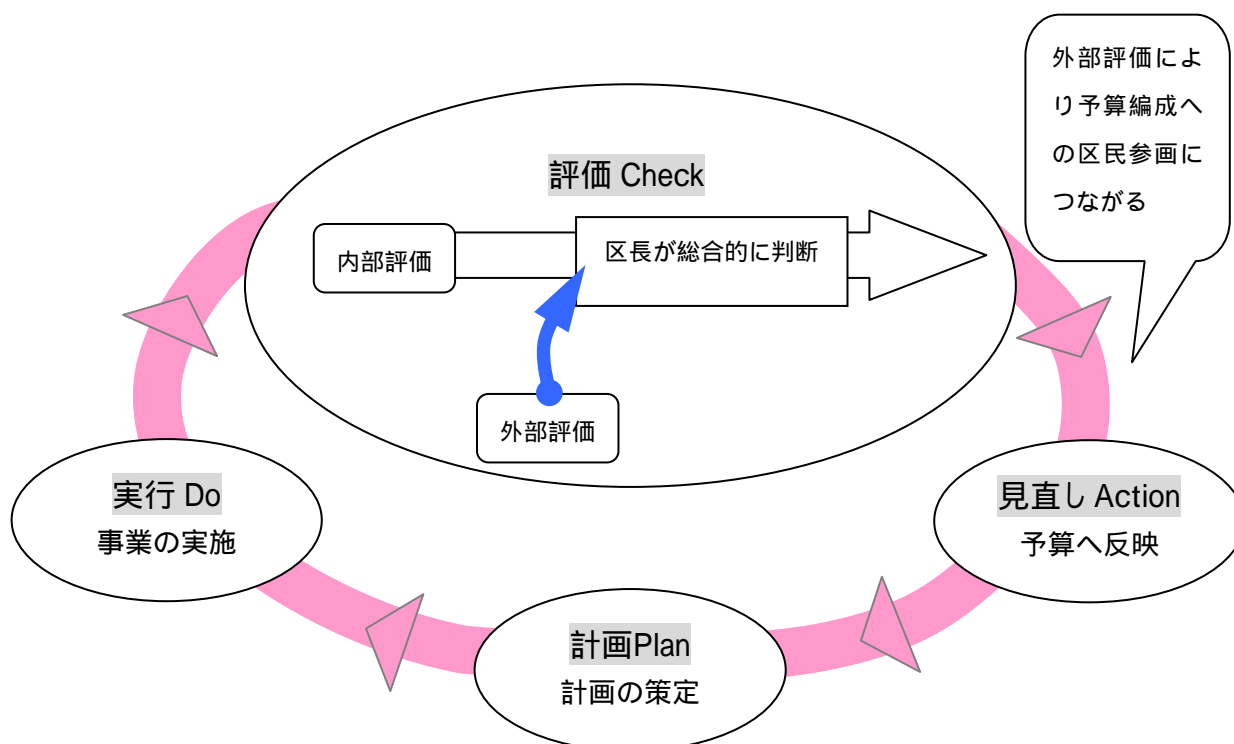
区長はその報告を公表する。

#### 総合判断

区長は、内部評価・外部評価それぞれに対する区民からの意見を受け付ける。

区長は、内部評価・外部評価・区民意見を考慮して、総合判断を行い、予算編成に反映する。

区長は予算特別委員会前に公表する。



## 2 評価活動の経過

本委員会は、平成19年9月4日に委嘱を受け、第1回外部評価委員会以降、部会の同日開催を含め、延べ5回の会議を開催した。評価にあたっては、関連部署からのヒアリングを実施した。

### 【活動経過】

回	開催年月日	審議事項等
第1回	平成19年9月4日	委員の委嘱 1 会長及び副会長の選出について 2 概要説明：行政評価制度について 3 外部評価委員会の進め方について
第2回	平成19年10月9日	1 第1回委員会での到達点と課題について 2 審議 評価の視点 外部評価の位置 4年間の進め方 部会の設置 評価施策について
第3回	平成19年10月17日	1 第2回委員会で審議されたことについての確認 2 部会の設置 3 部会に分かれて活動（第1回部会） 評価対象の決定 評価及びヒアリング項目等の検討
第4回	平成19年11月7日	1 ヒアリングの進め方についての確認 2 各部会によるヒアリングの実施（第2回部会）
第5回	平成19年11月28日	1 評価結果のとりまとめ

### 3 評価の対象

19年度は、外部評価委員会の立ち上げの年であり、十分な検討時間を確保できないため、評価の手法・手順など全体的な流れをつかむこととし、本格的な外部評価の実施は20年度からとすることにした。

そのため、内部評価を実施した21の重点項目と43の施策の中から、各部会において委員の関心の深いものを中心に3～4つの施策や重点項目を抽出して評価を実施した。

なお、＜施策23：地域ぐるみの防災体制づくり＞については、第1部会と第3部会とでそれぞれ取り上げたが、両部会の視点に沿って個別にヒアリングを実施した。

第1部会（まちづくり、環境、みどり、安全安心）

施策22：防災都市づくり、施策23：地域ぐるみの防災体制づくり

施策26：みどりと水の豊かなまちづくり

施策36：資源循環型社会の形成

第2部会（福祉、子育て、教育）

重点項目4：学校教育の充実

施策4：社会参加と生きがいづくり

施策5：子育て支援の推進

第3部会（コミュニティ、商工、文化、観光）

施策23：地域ぐるみの防災体制づくり

施策29：清潔で美しいまちづくり

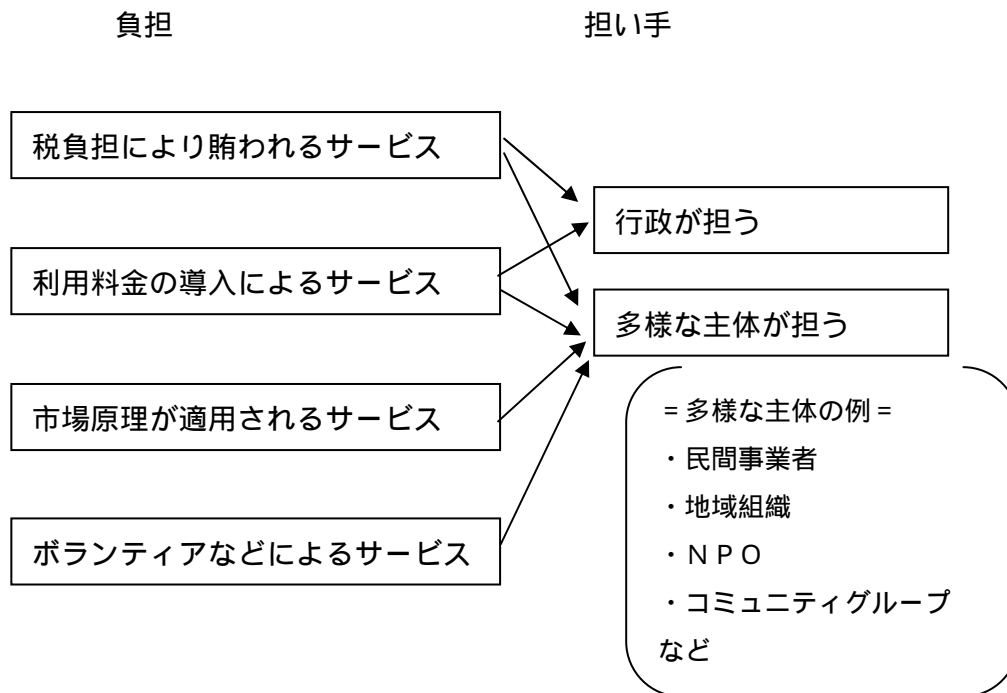
施策32：商店街の活性化、魅力ある買物空間づくり

#### 4 評価の視点

評価に際しては、次の4つの視点を基本に、区民の目線を活かして実施した。

##### サービスの負担と担い手

サービスを負担と担い手の観点から分類し、適切な対応がとられているか否か。



##### 適切な目標設定

区民ニーズを踏まえた目的・目標になっているか、指標は適切か。

##### 効果的・効率的な視点

費用対効果という面から効果的・効率的に、行われているか。

##### 目的の達成度

目的や意図する成果に対して、それが達成できているか、区民ニーズに込えているか。



## 第2章 評価結果

当委員会として、9つの各個別施策・重点項目について、区が行った行政評価を踏まえ、前述の4つの評価の視点により評価を実施した。その際、区が行った行政評価をふまえ、疑問点を明らかにし、関係部署からのヒアリングにより確認した。

なお、評価結果は次のように大きく3つに分類した。

- ：施策・重点項目のベースになる考え方そのものに対する評価
- ：施策・重点項目の進め方・手段・方策に関する評価
- ：施策・重点項目の評価内容に対する評価

各施策の評価は、以下のとおりである。

### 1 重点項目4：学校教育の充実

サービスの負担と担い手
<p>スクールスタッフ新宿が、文化・スポーツのいろいろな経験者をまちや学生から集めて社会教育を行い、ボランティアが安全の見守りを担うなど、学校の先生との役割分担が適切になされていると思う。</p>
適切な目標設定、効果的・効率的な視点
<p>特色ある学校づくりに取り組んでいるだけで目標達成というのは安易ではないか。取り組んだ内容が評価されてこそ成果が出たと言える。</p> <p>学校評価を誰が行うかは非常にむずかしいと思うが、学校評議員・スクールコーディネーターといった地域の人による評価では限界がある。専門家を入れて、評価制度を充実させてはどうか。</p> <p>第三者機関で評価を実施し、その一助として保護者や地域の方々にアンケートなどを実施し、その評定の客観性を持たせてはどうか。</p> <p>評価にあたっては、学校運営の評価領域を定め、観点と評定方法・尺度等を明示してはどうか。</p> <p>子どもの意欲や知識・技能の測定のほか、変容（価値の変化）度を重要な観点にしてはどうか。</p>
<p>特色ある学校づくり、学校選択制度、学校の統廃合などが地域コミュニティに影響を与えている面もあるのではないかと。学校を地域のコミュニティの場として位置づけて、地域との連携も強化していくべきである。</p>
<p>特色ある学校づくりにより、校長の権限が拡大して、たとえば、校長が替わることにより教育の方向性が大幅に変わるなどの影響はないか。こうした影響も考慮すると、学校に対する外部評価をきちんとすべきである。</p>
<p>少人数学習指導の推進でめざしているものは何か、個を伸ばす教育とは何か、分かりやすく示してほしい。</p>

## 2 施策4：社会参加と生きがいづくり

サービスの負担と担い手	
	区は、仕組みづくりの中で、場所・情報・協働相手等を提供し、区民はNPO等も含め、自主的活動を広げる、といった役割分担がなされるとよい。
	高齢者がボランティアをして、ポイントを預託する方式を取り入れてはどうか。NPOとの連携やNPOと区との役割分担を明確にするなどして、検討してほしい。
適切な目標設定、効果的・効率的な視点、目的の達成度	
	高齢者社会参加システム協議会からの八つのモデル事業は、高齢者の目線に沿って、よくできている。特に、「出張就業相談」「地域に根ざした高齢者の居場所づくり」「介護予防担い手研修会」は地域の問題でもあるので、もっと推進してほしい。 推進に向けて、課題は交通の便である。よって、小さなエリアで小さな活動を行えば発展すると思われる。
	「参加しやすい仕組みづくり」をいかに整え、支援するか。参加者の自主性を尊重し、いかに任せて活動につなげていくか。高齢者社会参加システム協議会からの8つのモデル事業は、よいとっかかりなので、これをいかに伸ばしていくか。こうした視点で目標を設定してはどうか。 当面は、この8事業の実施状況を達成度としてチェックしてはどうか。
	いろいろなレベルの高齢者がいる。いきいき福祉大作戦のプログラム（メイクアップ教室、モバイルフォン教室など）を実施するには仕掛けが必要ではないか。

## 3 施策5：子育て支援の推進

適切な目標設定	
	子ども家庭支援センター機能を強化し、各層のメンバーがサポートチーム会議を50回開催したことは、一応評価できるが、開催して、いかに目標を達成したか、その視点が必要である。分かりやすい指標に変更したほうがよい。 全体像の中で、需要と供給がどうなっているのか、その満足度はどうなのか、その中で、今年度はどうなのか、という目標設定にしないと、分からない。 たとえば、要保護家庭・児童がどのくらいあり、どう解決したのか、病児保育回数が何件あり、対応箇所、ファミリーサポート等をどう充実するのか、幼保一元化は今後どんなスケジュールで進め、各年度はどうするのか、といった具体的なものはどうか。
	サポートや保護といった事業は、何をもって問題解決とするのか、非常にむずかしいと思う。ある基準を設け、客観的な達成度評価が必要ではないか。

<p>病児保育・病後児保育など、仕事を休めない親を支援する事業展開が必要ではないか。</p>
<p>効果的・効率的な視点</p>
<p>児童館・学童クラブの利用が多いが、施設がついていないようであり、効果が上がっているのか分からない。放課後子どもひろばとの関係など、どのように取り組むのか、分かりやすく示してほしい。</p>
<p>目的の達成度</p>
<p>幼稚園と保育園の連携・一元化の評価が、なぜ「A」なのか、分からない。いろいろな事業を実施するときは、通常、地域に理解を得るよう働きかける。この一元化の事業も同様のことをしたまでであり、それをもって「A」とは言い難い。なぜ、「A」なのか、明確に示してほしい。</p>

#### 4 施策22：防災都市づくり

<p>適切な目標設定</p>
<p>木造住宅密集地区における老朽木造住宅の建替えや道路・公園等公共施設の整備、及び地区計画等による道路・公園等の整備にかかる成果指標が取り上げられていないが、施策の成果指標の設定として適切か。規制と誘導によるまちづくりは、時間を要するとのことだが、目標水準として中長期的な将来目標を見せ、区民に分かりやすくすべきである。</p>
<p>百人町三・四丁目地区では、20%に相当する土地を道路用地や公園用地として区が買収しているが、他の地域にも細街路がたくさんあり、密集地域もある。優先して取り組む必要性、何をめざしているのかについて、区民に分かりやすく説明すべきである。</p>
<p>最優先すべき課題は、住宅の耐震化と思う。政府は2008年度から耐震改修補助率を15.3%から23.0%にアップする方針という。新宿区においても、耐震補助事業に全力を入れるべきである。</p> <p>また、防災都市づくりの事業には位置づけていないが、地震で倒壊が懸念されるブロック塀を生垣に変更する支援事業は、ほとんど進捗していない。区内にはブロック塀が非常に多く、さらに、新設も見受けられる。</p> <p>以上の視点から、目標設定が適切とは言えないのではないか。</p>
<p>この施策の目的は、建築物の不燃化や耐震化の促進等であるので、たとえば、住宅の耐震化率や木造住宅密集地区における老朽木造建物棟数率、耐震補強工事件数等、その目的にふさわしい的確な成果指標(アウトカム指標)を設定すべきである。その成果指標は、中長期的な目標がある場合は、それを示した上で、それを実現していくために一定期間の目標を示すというような、施策の将来像・全体像が区民にとって容易に分かるような設定方法とすべきである。</p>

## 効果的・効率的な視点

事業手法として、共同建替えなどによる不燃化は進んでいない。北新宿二丁目や上落合三丁目地区について、地区計画制度や新防火地域制度等のまちづくり手法による不燃化の促進を検討するとのことであるが、成果が期待できるのか疑問である。

建築物等耐震化支援事業について、改革方針に示されているとおり、周知方法や募集方法等について、より一層の改善が必要である。

この施策の目的は、建築物の不燃化や耐震化の促進等であるので、その効果的な促進のためには、老朽木造住宅の所有者等による不燃建替えや共同建替え、耐震補強等の事業の実施が必要となり、区民の施策に対する十分な理解と協力が欠かせない。建築なんでも相談会などで周知・普及を図っているとのことだが、これらの事業があまり進んでいない現状が見られるので、区民のこれら事業への主体的な参加とまちづくりへの協働を促すための一層効果的な方策を講ずるべきである。

区の防災都市づくりのコンセプトは、市街地再開発事業、地区計画、住宅市街地総合整備事業などを積極的に支援して、建物の耐震化・不燃化、道路の拡幅、広域広場の確保などの実現をめざしているように見受けられる。このため、それぞれの事業には莫大な補助金を交付している。

まず、どの事業にいくら補助をしたのか、区民に示すべきである。

そして、これらの計画を持たない地区の建物の耐震化や不燃化の促進に、区はどのように寄与するのかを示すべきである。

## 目的の達成度

総合評価がBとなっているが、木造住宅密集地区における共同建替え事業や建築物等耐震化支援事業等、十分な成果をあげていない事業があることから、客観的な評価に今後一層努めるべきである。

順調に進捗しているとは言えず、内部評価結果は甘いと考える。

## 5 施策23：地域ぐるみの防災体制づくり

### サービスの負担と担い手

この施策の目的は、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という視点に立って、地域ぐるみで協働できる体制づくりであるので、今後一層、区民や事業者の主体的な参加と行政との協働を求めるための効果的な方策を講じて、実効ある防災体制づくりを確保すべきである。

地域に根ざした担い手づくりができていないか。区民、地域ベースでの防災対策を実行しているなら、きちんと記述してほしい。

防災サポーターの活動体制が地域に認知されていないのではないか。防災サポーターと町会の防災部とのつながりや避難所運営管理協議会、防災区民組織とのつながりなど、地域ぐるみの防災体制をどのようにつくろうとしているのか、分かりやすく示してほしい。

区の防災住宅に住んでいる職員が、どんな責務を負っており、災害時にどんな役割を果たすのか、明確にすべきである。

地域、社会福祉協議会、区の連携についても、分かるようにしてほしい。

#### 適切な目標設定

この施策の目的は、「自分たちのまちを、自分たちで守る」という視点に立って、地域ぐるみで協働できる体制づくりであるので、いざ大規模な災害が発生した場合に、その体制が実際に機能できるものであるのかということに着目した成果指標（アウトカム指標）を設定すべきである。

成果指標の設定のしかたに客観性が担保されていないのではないか。予算措置がなされ、実現の見込みがある事業の件数が成果指標の目標水準としているようで、あるべき整備の姿が見えてこなく、それで十分なのかどうか不明で、区民にとって分かりにくい。

たとえば、災害用トイレの設置の目標水準について、50箇所とは、第一次避難所に設置という趣旨であるならば、それが分かるように記述してほしい。また、1箇所あたり5穴程度とのことだが、被災地の状況から判断して十分と考えているのかどうか疑問である。

防災サポーターの目標水準を60人とする根拠を示してほしい。もっと多くの人材を確保する必要があるのではないか。

避難所運営管理協議会の開催をもって、避難所機能の充実の進捗を検証できる理由を示してほしい。

この施策の目的は、「自分たちのまちを、自分たちで守る」という視点に立って、地域ぐるみで協働できる体制づくりであるので、いざ大規模な災害が発生した場合に、その体制が実際に機能できるものであるのかということに着目した成果指標（アウトカム指標）を設定すべきである。

#### 適切な目標設定、効果的・効率的な視点、目的の達成度

多目的環境防災広場の確保は、事業手法や目標設定は適切か。休廃止ということであるが、改革方針に代替案を示してほしい。

小中学校の統廃合により避難所が減少する地域にあっては、その不足機能を補う方策として、どのように取り組んでいるかを示し、区民が不安を抱くことがないようにしてほしい。

<p>避難所運営管理協議会の開催や活動状況が低調なところが少なくないので、いざ発災のときに、円滑に避難所が運営されるよう、訓練等を含め協議会活動を活発化させるための方策を講ずるべきである。</p>
<p>第一次避難所の耐震化は順調に進んでいるようであるので、次は、第二次避難所の耐震化を、福祉施設を中心として計画的に進めるべきである。</p>
<p>第一次避難所の耐震工事を済ませたことは評価できるが、その他の事業は、区民に安心感を与えるほど実績をあげたとは言えないので、施策の総合評価がBとは言えないのではないかと。</p>

## 6 施策26：みどりと水の豊かなまちづくり

適切な目標設定	
<p>「七つの都市の森」というまとまったみどりはあるが、その他のみどりをどうしていこうと考えているか、量と質のバランスも難しいと思うが、施策の目標を示すべきである。</p>	
<p>成果指標に示されているものは、目標に向かって取り組む事業の水準であり、手段にすぎない。区の特性や強い区民ニーズから、みどり創出のアウトカム指標を設定し、大胆な目標水準を掲げて、大々的なみどり創出事業を推進すべきである。たとえば、緑被率やCO2など、施策全体の目標を示すべきである。緑被率の調査が5年に1度だとしても、行政評価の見せ方など工夫してほしい。</p>	
<p>各事業の目標水準について、根拠が分かるように示してほしい。 今ある樹木を減らさないという決意が感じられない。</p>	
効果的・効率的な視点	
<p>「公共施設の緑化・民間施設の緑化」の改革方針に、「屋上、壁面緑化の助成制度を検討する」とあるが、屋上、壁面緑化に限らず、より広くヒートアイランド対策として高反射塗料やドライミストなども含めてはどうか。予算の制約があるなら、高反射塗料の事業者をあっせんするということも考えられる。緑化より維持が簡単でヒートアイランド対策になるのではないかと。</p>	
<p>民有地のみどりの保全と創出が重要となっているので、区民や事業者との協働を誘導・促進するための有効な方策を講ずるべきである。たとえば、保護樹木は申請を待つのではなく、積極的に働きかけるよう、手法を見直すべきである。</p>	
目的の達成度	
<p>総合評価がBとなっているが、甘いのではないかと。</p>	

## 7 施策29：清潔で美しいまちづくり

効果的・効率的な視点、目的の達成度	
	<p>条例の趣旨が達成されるために、現在の施策体系は有効か。</p> <p>各地域がそのおかれた条件で、住民参加も一部導入しながら、身の丈にあった実施策をもつこと、そして、いろいろな顔を持つ新宿区が、全体として、住みやすい、きれいな街に生まれ変わるきっかけとなるような工夫が必要ではないか。</p>
	<p>千代田区等他区と比較して、新宿区は、事業規模や実施効果面等において、どのように評価しているのか。</p>

## 8 施策32：商店街の活性化、施策33：魅力ある買物空間づくり

サービスの負担と担い手	
	<p>商店会が自立して活動できているかという視点を中心に支援してほしい。</p>
	<p>地域に根ざす商店街の活性化が、地域のまちづくりにとってコミュニティの中心となることから、商店街の現状を特性に合わせて、担い手を考えていく時期にきている。従来の商店街のことは商店街の関係者だけに任せるということでは、もはや限界にきている。こうした視点で、支援を考えられないか。</p>
適切な目標設定	
	<p>住宅地域の商店街が地域コミュニティの核になることによって地域全体を活性化させる引き金となるので、この施策の成否が「安全・安心なまち」という社会的な価値の創造をもたらすものと期待する。</p>
	<p>商店街の活性化は、単年度の評価だけではなく、前年度との比較による評価から次年度の目標を定めていく継続性のある目標設定が必要ではないか。</p>
	<p>補助金を受けた商店会に対するアンケートでは「よかった」という回答になるのは分かりきっていることではないか。消費者にアンケートをとったり、集客や売上げが増えたかどうかという視点での指標を設けたりして、評価する必要があるのではないか。そうしたことにより、地域が活性化したり、他の商店会にも波及したりするのではないか。</p>
	<p>地域コミュニティの核としての商店街の貢献度を加えてはどうか。</p>
	<p>若い担い手の掘り起こしについて、分かりやすく示してほしい。</p>
	<p>空き店舗対策について、求められているのではないか。</p>
効果的・効率的な視点	
	<p>ステップアップフォーラムの実施や商店会サポーター制度の活用について、その実効面を分かりやすく示してほしい。</p>

<p>商店街はその置かれた環境や規模が大きく違う。「商店街ステップアップ支援」「魅力ある商店街づくり支援」「商店街にぎわい創出支援」の3つの補助事業の使い分けがどうなっているのか、分かりやすく示してほしい。</p>
<p>地域全体が安心・安全なまちという社会的な評価が得られるように、商店街の自主的な活動をベースにしながら、適切な補助事業等の支援策を選択して取り組むように、効果的な施策展開を図ってほしい。</p>
<p>たとえば、街路灯建替等補助金は1年間に何団体でどのくらいの規模か。 補助金は、どのくらいの使われ方をしているのか。 使われ方によって効果があるのかないのか。 こうした視点で、分かりやすく示してほしい。</p>
<p>目的の達成度</p>
<p>多様な担い手と商店街との協働が必要である。サービスの受け手である消費者・地域住民の声も評価の視点として重要であり、また、集客と売上げの視点もないので、アンケート項目に入れるなどして、盛り込むべきである。</p>
<p>施策・事業に携わる現場の声・反省事項として、特にうまくいかなかった原因が、人(担い手)・資金(予算)・事業の受入先といった、どの面にあるのか、具体的な表現で総合評価や改革方針に示されるとよい。</p>
<p>ホームページ作成補助をしたときに、アクセス数等について、把握するべきである。また、ボランティアの活用を含め、更新等のアフターケアを考えた支援をしてはどうか。</p>

## 9 施策36：資源循環型社会の形成

<p>サービスの負担と担い手</p>
<p>資源循環型社会の形成にあたり、区民や事業者の協働は欠かせないが、進んでいるのかどうか、分かるように示してほしい。</p>
<p>適切な目標設定</p>
<p>成果指標として、アウトカム指標であるごみ排出量や資源回収量等直接的な指標を設定すべきである。 また、この指標を設定したときに、毎年度進行管理できる仕組みにすべきである。</p>
<p>指標に掲げてある集団回収参加世帯数は、資源回収団体が書く実績報告書の「団体が対象としている世帯数」であり、実際の協力世帯数とは異なっている。こうしたあいまいな数値を指標に使うのは適当ではない。</p>
<p>効果的・効率的な視点</p>
<p>一部委託しているものがあるが、区直営と比較して効率性をどのように評価しているか、分かりやすく示してほしい。</p>



事業費がほぼ同じであるが、資源回収の助成内容が社会情勢の変化によらず、変動しないのはいかなるものか。

回収業者への支援を資源価格に応じて変動させるべきであり、見直しが必要ではないか。

区直営は民間委託に比べて、人件費が倍のコストであるにもかかわらず、都から区への移管時の約束があるため、全面的な委託ができないとの説明には納得できない。

今後、民間委託への移行をどうしていくのか、展望を示して、取り組むべきである。

### 第3章 評価を終えて

今年度は初年度のため、施策と重点項目の評価の問題点を洗い出すという趣旨で外部評価を実施した。

それにより、明らかになった課題と今後の方向性を示したい。

まず、行政評価の実施目的を再確認することであるが、それは次の3点に集約される。  
施策・事業の成果を把握した上で、見直し・改善を行うこと  
目的達成に向けて有効な施策・事業などに対して、効果的に資源を配分すること  
区民に対して説明責任を果たし、透明性の高い行政を実現すること

#### 明らかになった課題

新宿区の行政評価は、平成11年度から実施され、施策・事業の見直し・改善に有効に機能するとともに、行政評価の仕組みがPDCAサイクルの中に定着してきている。しかし、次の3点のように、必ずしも本来の趣旨に沿って有効に機能しているとは思えない状況も見受けられる。

第一に、制度の意図に反して、評価結果と予算との連動が十分機能していないことである。

これは、行政評価を事業実施に向けての効率性の追求のツールとして扱うあまり、本来の趣旨である「目的達成に向けて有効な施策・事業などに対して、効果的に資源を配分すること」が忘れられていることが原因である。それゆえ、現場では、評価を行うことが目的化しているところもある。

第二に、行政評価が専門的かつ難解になっており、区民にとって分かりにくいものとなっていることである。各事業とも単年度の表現が多く、分かりにくい。まず、全体像の中で、その事業に対し、需要がどれだけあり、どれだけ供給されていて、区民の満足度はどうなのか。その中で、今年度はどうなのか。こうした目標設定にしなければ、分からない。評価表もそのように表現しなければ理解されない。評価結果に自己満足しており、評価結果を区民に広く分かりやすく周知するなど区民に対する説明責任を果たすツールとしていくには、未だ不十分である。

第三に、サービスの負担と担い手をどのようにとらえて目標設定をしているのかが分かりにくいことである。全体像として目標をどこに設けているのか、その中で区がどこまでやるのか、民間事業者やNPOなど多様な主体が担う役割はどうか、ということをも明らかにして、それぞれの満足度をチェックし、評価を行うべきである。

#### 行政評価の今後の方向性

以上3つの課題～評価結果の予算への連動・透明性の向上～を解決していくためには、根本的には、行政自らの意識改革が必要である。

今年度は、短い期間での外部評価実施となったため、事前の準備が不十分で、ヒアリングを効率的に進めることができなかった。また、外部評価の位置づけや方法論を議論

するとともに、委員から個別具体的な提案も出されるなどあったが、11月末という予算に反映できる時期に報告するにあたっては、委員会として全体調整が不十分であった。

このため、次年度に向けて、評価対象を抽出した視点やヒアリングのポイントなどの整理を事前準備として行ったり、効率的なヒアリングの実施方法や評価方法を検討したりするなど、準備を始めるとともに、区長の総合判断の公表を確認して、さらに事前準備を進めていきたいと考えている。

こうして、外部評価委員会は、単なる指摘や疑問を提示するだけにとどまらず、一緒に考えることにより、行政評価の一層の機能強化に向けて、努力していく考えである。

< 資 料 >

## 1 新宿区外部評価委員会委員名簿

部会名	氏 名	所 属 等	備 考
第1部会 まちづくり 環境 みどり 安全安心	卯月 盛夫	早稲田大学芸術学校都市デザイン科 教授	部会長
	大塚 巖	新宿区防災サポーター連絡協議会 会長	
	須貝 俊司	公募区民	
	芳賀 恒之	公募区民	
	渡辺 翠	新宿区エコライフ推進員協議会	
第2部会 福祉 子育て 教育	岡本 多喜子	明治学院大学社会学部社会福祉学科 教授	部会長
	入江 雅子	戸山公園子どもの遊び場を考える会	
	小菅 知三	新宿区民生委員児童委員協議会 会長	
	富井 敏弘	公募区民	
	山村 利枝	公募区民	
第3部会 コミュニ ティ 商工 文化 観光	名和田 是彦	法政大学法学部政治学科 教授	部会長
	川俣 一弥	新宿区町会連合会 副会長	
	中原 純一	公募区民	
	鍋島 照子	公募区民	
	山下 修	神楽坂通り商店会	

## 2 新宿区外部評価委員会条例

平成 19 年 6 月 21 日

条例第 45 号

(目的及び設置)

第 1 条 行政評価の客観性及び透明性を高めるとともに、区民の行政評価に対する参画の機会を確保するため、区長の附属機関として、新宿区外部評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 行政評価 新宿区(以下「区」という。)が実施する施策及び事業について、区長が別に定める成果指標等を用いることにより、その達成度、効率性、成果、妥当性等を分析し、及び検証することをいう。

(2) 外部評価 区の機関(議会を除く。)が実施した行政評価の結果を踏まえ、当該行政評価の対象となった施策及び事業について、その達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析し、及び検証することをいう。

(委員会の所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 外部評価を実施し、その結果を区長に報告すること。

(2) その他行政評価に関し必要な事項について、区長の諮問に応じて調査し、審議し、答申すること。

(組織)

第 4 条 委員会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

(1) 学識経験を有する者 3 人以内

(2) 区民 6 人以内

(3) 区内各種団体の構成員 6 人以内

(委員の任期等)

第 5 条 委員の任期は 4 年以内とする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員の解職)

第 6 条 委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、区長は、その職を解くことができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 委員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(会長及び副会長)

第7条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(部会)

第9条 委員会は、調査及び審議の効率的な運営を図るため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属すべき委員のうちから会長がこれを指名する。

4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を総括し、並びに部会の調査及び審議の経過並びに結果を委員会に報告する。

(委員以外の者の出席等)

第10条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、企画政策部企画政策課が担当する。

(公表)

第12条 区長は、第3条第1号の規定による報告を受けた外部評価の結果を公表するものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において新宿区規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 委員の委嘱のための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和34年新宿区条例第9号)の一部を次のように改正する。〔次のよう〕略